

要求水準書の一部訂正のお知らせ

本事業に係る要求水準書については、下記のとおり訂正致しますので、お知らせ致します。

令和6年9月10日
近畿地方整備局

事業名：国道171号幸電線共同溝PFI事業
入札公告日：令和6年8月20日

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	正	誤
1	要求水準書		表紙				要求水準書	要求水準書 (案)
2	要求水準書	3	第1章 総則	7. 事業の概要	(3) 解体撤去・復旧・移設対象施設		電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、車道及び歩道（路盤、舗装）等は全て解体撤去・復旧するものとする。	電線共同溝の整備にあたり解体撤去、復旧、移設する施設は次のとおりであり、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、車道及び歩道（路盤、舗装）、 照明 等は全て解体撤去・復旧するものとする。
3	要求水準書	3	第1章 総則	7. 事業の概要	(3) 解体撤去・復旧・移設対象施設	1) 解体撤去、復旧対象施設	車道及び歩道（路盤、舗装）等	車道及び歩道（路盤、舗装）、 照明 等
4	要求水準書	72	資料1 用語の定義				キ 「事業期間」とは、本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和30年3月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。	キ 「事業期間」とは、本契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和35年3月31日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。